

重要なお知らせ

**福岡空港の上空やその周辺において
ドローンやラジコン機を飛行させること
は、重大事故につながるおそれのある
大変危険な行為ですので、行わない
で下さい。**

これらの行為は法律で禁止されて
おり、飛行させると罰則を科せられる
場合がありますので、ご注意下さい。



福岡空港とその周辺は、2つの法律でドローンやラジコン機などの飛行が禁止されています。

- 「航空法」
 - 第132条の85 重量100グラム以上の「無人航空機」の飛行の禁止空域
 - 第134条の3 重量100グラム未満の「模型航空機」に適用される《飛行に影響を及ぼすおそれのある行為》に対する規制
- 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(小型無人機等飛行禁止法)(空港本体のみ(奈多ヘリポートは対象外))

法律	航空法		小型無人機等飛行禁止法
	第132条の85	第134条の3	
対象機器	100グラム以上のドローン、ラジコン機など	100グラム未満のドローン、ラジコン機など	重量を問わず全てのドローン・ラジコン機、気球・パラグライダー など
飛行禁止場所	・空港の敷地上空 ・「制限表面」の上空・下の空域	・「制限表面」の上空	・空港の区域(敷地と同じ範囲)上空 ・空港の区域から約1,000メートル(※1)の範囲
罰則など	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金	・1年以下又は6月以下の拘禁刑(※2)もしくはは50万円以下の罰金 ・警察官等が、違反者への退去命令や飛行の妨害などの措置をとることができます。

※1 2026年7月14日、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、飛行禁止場所が従来の約300mから約1,000mに拡大されています。

※2 空港の区域上空の飛行には1年以下の、空港の区域約1,000mの範囲の上空の飛行には6月以下の拘禁刑が科される場合があります。

問い合わせ先：福岡国際空港株式会社 092-623-0637

福岡空港周辺におけるドローンなどの飛行禁止場所

